

Weekly Report

第535日号
令和元年12月24日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

令和2年度税制改正大綱（主な中小企業関連）

◎中小向けオープンイノベーション促進税制の創設……自社にはない経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業又は新たな事業の開拓を目指す中小企業が、令和2年4月から令和4年3月までの間に一定のベンチャー企業に1千万円以上の出資をして株式を取得した場合、その取得価額の25%を所得控除できる措置を創設します。

◎5G（第5世代移動通信システム）導入促進税制の創設……地域の企業などが建物内や敷地内といった限られたエリアで5Gネットワークを構築・運用できる「ローカル5G」について、特定高度情報通信等システム普及促進法（仮称）の認定計画に基づき一定の設備を取得した場合に、税額控除（15%）又は特別償却（30%）が適用できる措置を創設します。また、一定の設備に係る固定資産税の課税標準を3年間1/2とする特例措置も創設します。新法の施行日から令和4年3月までの設備投資に適用。

◎少額減価償却資産の特例措置の見直し……中小企業等が30万円未満の減価償却資産を取得

した場合、合計300万円まで全額損金算入できる措置の対象について、①連結法人を除外、②従業員数の要件を500人以下に引き下げた上で、期限を2年延長します、

◎消費税の申告期限の特例を創設……法人税の申告期限の延長の特例を受ける法人について、消費税の申告期限を1ヵ月延長する特例を創設します。令和3年3月以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用。

◎消費税免税制度の拡充……免税販売手続が可能な一定基準を満たす自動販売機の設置について、人員の配置を不要とします。令和3年10月以後に適用。

平成30年分の相続税の課税割合は8.5%

国税庁によると、平成30年中に亡くなった方（被相続人）は約136万人で、そのうち相続税の課税対象となったのは約11万6千人となり、課税割合は8.5%でした。

また、被相続人1人当たりの課税価格は1億3956万円、税額は1813万円となっています。

平成27年から相続税の基礎控除額が「3千万円+600万円×法定相続人数」に引き下げられたことで、課税割合は4%台から8%台に増加していますので、相続対策が必要な場合はできる限り早く取り組みます。また、課税の有無に関係なく遺産をめぐる争いは起こり得るので、事前の話し合いや遺言書の作成などの準備が大切です。

年末年始休業のお知らせ

今年もあとわずかとなりました。FAX通信のご愛読ありがとうございます。さて、当事務所の年末年始休業は下記のとおりとさせていただきます。休業中はFAXを送っていただければ休み明けにご連絡いたします。

記

12月29日（日）から1月5日（日）